

令和5年第10回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日（水）午後1時30分から2時43分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（13人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	大久保	暢夫
会長職務代理者	3番	樋口	なぎさ
	5番	川島	一義
	6番	栗山	浩和
	7番	野村	勉
	8番	有澤	節子
	9番	福本	隆憲
	10番	公文	啓子
	11番	千光士	伊勢男
	12番	小松	昭則
	13番	小松	豊喜
	14番	小松	昌平
4. 欠席農業委員（1人）

	4番	西岡	秀輝
--	----	----	----
5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	小松	幸宏
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について

議案第 5 号 非農地証明について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数14人、欠席1人、出席数13人であります。
欠席委員の4番西岡秀輝委員から、所用のため欠席の届出
があっております。
また、14番小松昌平委員から遅参の届けがあっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
10月2日に「農業委員会サポートシステムの操作等支援の
巡回訪問」で、高知県農業会議が来庁し、北村次長と弘井係
長が対応しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日
1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委
員に福本隆憲委員及び公文啓子委員を指名いたします。
それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出に
ついて」事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 議案書は、1ページをお開きください。
「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。
すいません。議案書の方に誤りがありました。
4ページをお開きください。
申請番号7番の井ノ口の1筆の相続なんです、所有者、
届出人の上段と下段の姓のところの漢字、下段「千光寺」と

なっていますが、上段の「千光士」が正しいので、訂正をお願いします。

もう1件。8番の集計の欄ですが、一番下の計のところ「8筆」となっていますが、実際上の段「6筆」ですので、訂正をお願いします。また、畑「2筆」となっていますが「1筆」に、他「2筆」となっていますが「1筆」に、訂正をお願いします。

それでは、1ページにもどっていただきまして、「報告第1号」の説明をさせていただきます。

今回は8件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北、入河内、土居の3筆で、面積は全部で6,143㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり栃ノ木の1筆で、面積は330㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり栃ノ木の1筆で、面積は238㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の16筆で、面積は全部で6,796㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の9筆で、面積は全部で5,980㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望

はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜、黒鳥の3筆で、面積は全部で2,272㎡です。

相続により移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は1,515㎡です。

相続により移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号8番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の6筆で、面積は全部で2,225.30㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は5ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の4筆で、登記地目は畑で、面積は全部で1,065㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜とユズの作付を予定しております。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

清水ヶ丘中学校の北東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は安芸市内で耕作している農地はありませんが、実家の馬路村で親が行っている農作業を手伝っており、農作業の経験があり、農機具も保有しています。今回の申請地では、野菜とユズを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、「川北甲6320番地3」は、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、来年中に遊休農地が解消され、令和7年には耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は安芸市内で耕作している農地はありませんが、実家の馬路村で親が行っている農作業を手伝っており、農作業の経験があり、家族も協力して耕作を行うため、農業に従事する予定者、年間200日が1名、年間150日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜とユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うこと、また住宅に隣接した農地であるため、今後の農地の集積に支障は生じないことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、10月13日に樋口なぎさ委員、

中平秀一委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長
3 番樋口委員

現地確認委員の報告を樋口なぎさ委員、お願いします。
13日に現地を確認してきました。先ほどの説明に間違いありません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」
は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請に
ついて」は原案どおり認め、許可することに決定し
ました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可
申請について」を議題とし、事務局が説明をいたしま
す。

事 務 局 (弘井)

「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は、1件の申請が提出されております。

議案書は、7ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目
は田と宅地、面積は320.83㎡で、転用目的は駐車場及び倉庫
の建築です。

場所は、8ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、矢ノ丸保育の南西にある農地です。

現地確認は、10月10日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にし
ていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農
地にあると判断しています。理由は、街区の面積に占める
宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、申請地北側
で種苗店を営んでいますが、苗の搬入時期に苗を置いておく

倉庫が不足しています。また、駐車場も不足しており、繁忙期には、従業員の車を付近の駐車場に一時的に置かせてもらったり、来客者に駐車場が空くのを待ってもらっています。そのため、店舗近くで倉庫及び駐車場として利用できる土地を探していたが見つからなかったため、申請地を選定したものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の残高証明書を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場及び倉庫用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、南側、東側及び西側も宅地です。生活雑排水を出す施設の設置は無く、雨水は北側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長
10番公文委員

現地確認委員の報告を、公文啓子委員、お願いします。

現地を確認してきましたが、内容に問題はないと思います。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第5条第1項許可

申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

それでは、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は9ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は704㎡です。

水稻等を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は無償の条件で、使用貸借権を再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

土居・溝ノ辺公園の南西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,501㎡です。

水稻を作付する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

土居の春日集落の西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番いずれも、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

た。

説明は、以上です。

議 長
入交推進委員

現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

申請番号1番と2番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別がないようですので、採決いたします。

「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井)

「議案第5号、非農地証明願について」を説明いたします。

議案書は11ページです。

今回は3件の申請がでております。

それでは、申請番号1番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は138㎡となっております。

所在地の地図は12ページに掲載しております。

下山・水谷川から東にいったところにある土地で、現在は物置小屋が建っております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和40年頃に物置を建築し、その後昭和59年頃に増築し、現在に至っています。現地の状況及び、安芸市税務課が証明する書類により、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、10月13日に内川昭二会長、野村勉委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は623㎡となっております。

所在地の地図は13ページに掲載しております。

伊尾木保育所の南にある土地で、現在は宅地となっております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和29年より322番2の住宅の一画地として利用され、現在に至っています。現地の状況及び、名寄帳等を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、10月13日に内川昭二会長、野村勉委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

最後に、申請番号3番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は307㎡となっております。

所在地の地図は14ページに掲載しております。

井ノ口郵便局から南に行ったところにある土地で、現在は住宅が建っております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和29年以前より住宅の建築及び増築等を行い、現在に至っています。現地の状況及び、安芸市税務課が証明する書類により、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、10月11日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番及び2番は、野村勉委員、申請番号3番は、大久保暢夫委員、お願いします。

7番野村委員

申請番号1番と2番です。10月13日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

2番大久保委員

3番です。10月11日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

議 長

よって、「議案第5号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村）

それでは、「その他」に入らせていただきます。

本日は、議案書と一緒に、こちら、「地域計画」に関する資料を送付させていただきました。

この後、その資料について説明させていただきます。

その前に、11月の定例会の予定をお知らせします。

「11月の定例会の予定」は、11月27日（月）の予定です。よろしくお願ひします。

それでは、送付させていただいた資料を使いまして、「地域計画の策定について」説明させていただきます。

「地域計画」とは、今年の4月に施行された「農業経営基盤強化促進法」で定められた取り組みです。

内容は、農業の担い手が減少、高齢化している中で、今後農業経営をやめられたり、耕作面積を縮小していく方が増えてきます。そんな中で、農地を誰が担っていくか、10年後の農地の利用について、地域で話し合っただき、目標地図などを作成していくというものです。

その話し合いの際に、使用する地図は、農地台帳を管理している農業委員会が作成することとされています。

この取り組みについては、この後、農林課の中川課長補佐から説明いただきますが、その前に、私からは送付させていただいた、カラー刷り資料を使って、安芸市の販売農家の推移など、「農業の担い手の状況について」、説明させていただきます。

「参考資料 農林業センサスに見る、販売農家等の推移」という資料をご覧ください。

農林業センサスとは、5年ごとに全国で行われる統計調査です。その調査の2000年から2020年までの20年間の、安芸市の農業の担い手の推移をまとめました。

まず、一番上の縦棒のグラフ、「安芸市全体の販売農家数の推移」です。

2000年調査で「1,061」であった農家数は、2020年調査で「724」となっています。この20年間で約3割減少しています。

地区別に減少割合を、グラフの横に載せています。

最も減少割合が大きいのが、畑山地区で約5割減少、伊尾木、東川地区で約4割減少、川北地区で約3割減少、最も減少割合が少ない土居、井ノ口、赤野、安芸・穴内地区でも約2割減少しています。

次に、中ほどにあります円グラフは、2000年と2020年の「農業経営者の年齢構成」を比較するものです。

農業経営者の年齢構成は、30代以下は、ほぼ同じ割合ですが、40代と50代は、2000年調査で「約47%」であったのが、2020年調査では「約28%」と19%減少しました。

一方で、60代以上は、2000年調査で「約47%」であったのが、2020年調査では「約66%」と19%増加しました。

この結果を見ていただければ分かると思いますが、農業経営者の高齢化が進んでいます。

最後に、一番下の折れ線グラフは、年齢別の農業従事者数となります。

青色の折れ線は、2000年調査の5才ごとの従事者数、赤色の折れ線が2020年調査の従事者数です。

10代から75才以上まで5才きざみとなっていますが、2020年の人数がいずれの年層も2000年調査の人数を下回っています。

特に、30代から50代は減少幅が大きくなっています。

経営者のみでなく、従事者の高齢化も進んでいることが分かっていただけだと思います。

このように、農業の担い手の減少と高齢化が進んでおり、これまでのように、農業をやめられる方や、経営規模の縮小をしていく方が、今後も増えることが見込まれます。

その際に「誰が、農地を引き続き耕作していくのか」、また「耕作はできないものの、維持管理を行う場合、誰が維持管理を行うのか」、また「やむを得ず、耕作条件が悪く、維持管理もできない土地と位置づけるのか」。

これまでであれば、所有者や家族、関係者などで考えていたものを、範囲を広げて地域で話し合い、農地の維持管理に取り組もうとするのが、今回の地域計画の取り組みとなります。私からの説明は以上です。

次に、農林課の中川課長補佐からの説明となります。

よろしく申し上げます。

中川農林課長補佐

安芸市農林課の中川と申します。

それでは、私の方から、お手元のカラー刷り資料「地域計画の策定について～人・農地プランから地域計画へ

～」について、ご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

皆さまご承知のとおり、我が国ではこれまで、地域ごとの話し合いにより作成された「人・農地プラン」に基づきまして、地域農業の将来を担う経営体や農地集積の方針等を定め、実行してまいりましたが、今後、本格的な高齢化、人口減少による農業者の減少や、耕作放棄地の拡大が懸念されており、将来にわたって地域における農地が適切に利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっております。

このため、先ほど、北村次長からも説明がございましたが、本年4月に農業経営基盤強化促進法の改正法が施行されまして、従来の「人・農地プラン」が法定化されるとともに、「地域計画」と呼ばれる計画を策定することとなったものです。

資料2ページをご覧ください。

今後、策定が必要な「地域計画」とは、地域農業の将来の在り方を示した従来の「人・農地プラン」を見直しするとともに、合わせて、農地1筆ごとの将来の耕作者を明記した「目標地図」を策定するもので、将来の農地利用の姿を明確化した、地域農業の設計図となるものです。

安芸市におきましては、従来の「人・農地プラン」をベースといたしまして、2ページに記載している10地区ごとに地域計画を策定することとしております。

3ページをお開きください。

安芸市では、市街化区域等を除いた、農振農用地区域を対象に、地域計画を策定することとしており、策定までの流れは、3ページの赤枠部分に記載をしております。

この地域計画は、令和7年3月末までに策定することが義務付けられておりまして、その策定につきましては、幅広い関係者が参加する「集落での話し合い」を基本に、地域の意向を把握するための「協議の場」、集落座談会を設置、協議を行いながら、地域計画として取りまとめていくこととなります。

4ページをご覧ください。

4ページは、地域計画と連携、関連する各種補助事業といたしまして、本市の農業者が現在、活用している主

な事業を一部抜粋したものです。

こうした事業の多くは、「地域計画を策定した区域であること」が事業の採択要件になることとされていることから、期限内に計画策定ができなければ、こうした事業の活用に支障が生じる可能性があります。

5 ページをお開きください。

先ほど説明しましたとおり、今後、各地域で協議の場、集落座談会を開催し、地域農業の将来の在り方について、関係者と話し合いを行いながら検討していくこととなりますが、その協議の場においては、参加する関係者から、主に3つのことを確認します。

1つ目は、「現行の人・農地プランについて、地域農業の課題や中心経営体の現状、地域の取組方針などの変更点がないか」を聞き取りします。

2つ目として、「農業上の利用が行われる農用地等を確認するため、現況地図を見ながら、将来、耕作できなくなる農地や、耕作引受予定者の有無などの把握」に努めます。

3つ目に、「地域計画を策定するために、新たに設けられた事項、こちら、③に記載している項目などの取組方針など」を確認します。

以上、主に3つの点について、地域の意向把握に努め、それを反映させることで、より実現性の高い計画策定に取り組んでまいります。

最後に、6 ページをご覧ください。

「農業委員および農地利用最適化推進委員の皆様へのお願い」といたしまして、3点記載しております。

まず、1点目は、今後、各地区で開催予定の「協議の場」、集落座談会への参画と、関係者に対する参加の呼びかけをお願いします。

「協議の場」は、地域としての方針を検討する場となりますので、両委員の皆様にご参加いただくことはもとより、主に、地域のことを広く把握している代表者への参加の声掛けをお願いします。

なお、この「協議の場」には全ての関係者が出席する必要はありませんが、多様な意見が汲み取れる場となるよう、ご協力をお願いします。

次に、2点目として、目標地図の作成に向けた農地の出し手、受け手の意向把握をお願いします。

先の説明にもありましたが、農地1筆ごとの10年後の耕作者を明記した「目標地図」は、農業委員会において、その素案を作成することとされております。そのため、農地の出し手、受け手の意向把握や情報提供のほか、協議の場での関係者からの聞き取りなど、地域の意向把握に努めるようお願いいたします。

なお、地域の意向把握や目標地図の素案作成などは、農業委員会の役割とされておりますが、今後、検討しておりますアンケートの回収作業など、委員の皆様のご負担にもなりますことから、市の農林課やJAなど、関係機関も連携して進めてまいりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、各地区の現状・課題など、取りまとめのための意見聴取にご協力をお願いいたします。

各地域における「協議の場」の設置に先立ちまして、各地区における地域農業の現状や課題等を取りまとめた「参考様式第5-1号」を、今年度中に作成し、公表する予定となっております。

別途、お送りしておりましたA4両面で左肩に「参考様式第5-1号」とある資料をご覧くださいませでしょうか。

これは、地域農業の現状や課題、取組の内容等を示した様式の記載例で、今後、両委員の皆様を中心にご意見を頂戴しながら、地区ごとに本様式を作成し、来年3月までに公表する予定としております。

ご覧いただければ分かりますとおり、地域農業の現状・課題や、将来のあり方、地域の概要や特徴的などころをまとめて公表するものとなります。こちらの様式を、委員の皆様を中心にご意見をいただき、作成し、公表を行います。

つきましては、既存の「人・農地プラン」等を基に、地区ごとの素案を作成いたしますので、次回以降の農業委員会定例会終了後より、順次、地区ごとの意見聴取会を開催したいと思っておりますので、委員の皆様にはご協力をお願いいたします。

なお、初回となる11月定例会終了後は、井ノ口地区と土居・僧津地区の意見聴取会を予定しておりますので、両地区の委員の皆様は、定例会終了後にお残りいただき、意見聴取会へのご参加をお願いいたします。

開催時間につきましては、農業委員会定例会終了後で、速やかに開始し、所要時間は30分から1時間程度を想定しており、会場は同じこの会議室となります。

農業委員、推進委員の皆様のご協力を、何卒お願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご不明な点やご質問などありましたら、よろしくお願いたします。

14番小松昌平委員

カラー刷りの資料の円グラフ、説明を聞いて分かったが、何色が何かを記載していただければ。

委員の役割で、地図の作成に向けて。何を何年間作ってとか、調べる項目は。

事務局長兼農林課長

配布している見開きのパンフレット（2023年度版 進めよう！「地域計画」）を開いていただくと、「目標地図の素案の作成」という項目の下に地図があります。

あくまで見本なので、この通りになるかは分かりませんが、それぞれの地域で「誰がどこで耕作しているということを把握していき、その中で規模拡大したいという人、規模縮小したい人がどこにいるのか」を把握した上で、規模拡大したい人にはどの農地を集積していくか、当然まとまった方が、効率化が図られて、生産性も上がるということなので。将来の姿は、一番右の姿に持っていったらと言われてはいますが、実際はそうはいかないので。

考えていくのは、ハウスも含めてになりますが、どちらかという、米をどうやっていくかが主題になるのではと個人的には感じています。

黒岩推進委員

けんど。そんなに言うても。生産する中で、米が一番割に合わん。農薬、肥料、機械。

ハウス園芸は組んだら、50年、60年作れる。

米は生産性がないやいか。

事務局長兼農林課長

それを集約化する。ほ場整備をしてないところでは、ほ場整備するとか、そういうことを地域の中で話合ってもらっていきましょうというのが・・・

黒岩推進委員

高齢化が進んで、若い世代が育たんやいか。

そうなってくると、やる人がおらん。

米の値段が昔から言うたら、安い。それで、資材が上がる。作りとうても作れん。

それから、ほ場整備も今の規格でほ場整備をやったと

ころがない。ほ場整備をやり直して、ハウスを組める状態にほ場整備せんと、今の状態で土地が空いちゅうき言うても、作ってくれる者がおらん。

事務局長兼農林課長

伊尾木でも、ほ場整備やってないところもある。そこは地域の合意が取れていないので進んでいないことも・・・

黒岩推進委員

国の考えと、自分たちの考えが合わなかった。

ハウスの付帯工事、作業場とかが個人の負担で、伊尾木の場合、そんなところがあつて。

事務局長兼農林課長

この話は、前向きに考えていきましょう、行政主導ではなくて、地域の中で考えていきましょうという取り組みになるので。地域の皆さんに声掛けをしてもらって。その地域でどうしていくという話をしていただくといいと思います。

黒岩推進委員

高齢化が進んで、担い手がおらん。

事務局長兼農林課長

担い手がおらん言うて、そのまま置いていいかという、そうはいかんの、どうするかという話で。

14番小松昌平委員

次の農業委員会の後、土居と井ノ口聞かされて言われたとき、何もなしに聞かれるのか。

中川農林課長補佐

資料の中の両面刷り、現状、課題（様式第5-1号）とかを記載する書類、これを今年度中に作成して公表する必要があります。

この書類に入れる内容は、現状から作成いただいて。この書類どおりに、今後しないといけないとかいうものではありません。

この後、地域座談会で作成する「地域計画」の前段階の書類になります。地図など、1筆ごとに見て話し合うというものではありません。

事務局（弘井）

この書類（様式第5-1号）のたたき台を農林課で作って、来月に土居と井ノ口地区の委員の方には送りますので、それを見て、会の中で意見を出してもらおうという形になると思います。

事務局（北村）

先ほど、地図の話が出ていましたが、地図は来年度に現状の地図を作った上で、離農される年齢層とかの意向を調査、アンケートか何かでやっていきたいと考えています。

何年か前に「人・農地プラン」のアンケートで回答をいただいている方、またJAの方で出荷されている方の後継者関係で意向調査を取ったことがあるというこ

とを聞いています。

その調査を生かせる方は、生かした中で、離農される年齢層とかの調査をして、地図に反映していけるところは反映してはと考えています。

その地図を使って話し合いをしていただくようになるのではないかと考えています。

安芸市の場合、パンフレットの上段の、今後少しずつ変化を反映していくようなイメージになるのではないかと思います。

途中の話で、作物の話が出ていましたが、それは状況把握して、データが管理されている場合に限られるので、必ずしも反映されるとは言えません。

小松幸宏推進委員

集落座談会というのは、市の方で開催をしてくれるんですか。

中川農林課長補佐

座談会は、事前に開催を公開することになっていますので、市が関係機関と調整した上で、広く参加を募るようになります。

小松幸宏推進委員

それを受けて、委員が声をかけて、参加いただくということ。

中川農林課長補佐

はい、そうです。

事務局長兼農林課長

地域の農業のことに精通した方には、特に参加いただきたい。

計画の作成の期限は来年度末となっているので、委員の皆さんにもご協力をお願いします。

事務局（北村）

黒岩委員から意見がありました。いろいろと厳しい状況の中で、どうしていくかを話し合っていたかかないといけないと思います。決して、楽観視できる状況ではないと思います。

そういったことを踏まえて話し合ってくださいになると思います。

ほかに意見がなければ、本日のところはここまででよろしいですか。

（質問、意見等なし）

議長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年11月27日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員